

令和6年度第11回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和7年2月7日(金)午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 3階 第1会議室

3. 出席委員数 (14名)

出席者(会長)吉田陽一

(代理)戸部秀悦

(委員)

1番 佐藤洋介

2番 加藤和洋

3番 伊藤淑榮

4番 鈴木和俊

5番

6番

7番

8番 原田智也

9番 鈴木孫城

10番 武田一雄

11番

12番 佐藤正樹

13番

14番 山本義則

15番 伊藤賢一

16番 鈴木豊則

17番 鈴木誠孝

4. 欠席委員 (5名)

5番 高橋郁雄委員、6番 清水司委員、7番 三浦栄子委員、11番 三浦富美男委員、13番 目黒千衣子委員

5. 農業委員会業務報告(1月分)

6. 報告事項

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第32号 農地法第5条の許可について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局 長

鎌田重美

局長 補佐

鈴木俊市

主 事

浅井和将

10. 会議の概要

鎌田事務局長	委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 ただ今から、令和6年度第11回男鹿市農業委員会定例総会を開会します。 今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が3件です。 始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。
吉田陽一会長	委員の皆様、お忙しいところ、定例総会にご出席下さいましてありがとうございます。 毎日、天気予報では、寒波の報道がなされますが、周辺では雪が少なく良かったと思っています。 風が強いので、ハウスにビニールを張ったままの方は注意するようにしてください。 先月21日から23日にかけて「全国農業担い手サミット in さが」に事務局の浅井主事と出席してまいりました。 サミットでは、基調講演や地元農家の現地視察など大変有意義な経験をさせていただきました。 更に2月の3日から4日にかけては、局長と青森県に「都市農業委員会会長会先進地視察研修」で参加してまいりました。 これら研修の経験を、農業委員活動に反映できるよう努めてまいります。 簡単ではありますが、ご挨拶といたします。
鎌田事務局長	本日は、5番の高橋郁雄委員、6番の清水司委員、7番の三浦栄子委員、11番の三浦富美男委員、13番の目黒千衣子委員から欠席の届け出がありました。 出席委員数は19名中14名で、総会の定足数に達しております。 それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いします。
吉田陽一議長	言い忘れましたが本日の総会終了後には、「農業者年金加入促進推進会議」による研修もありますので、よろしくお願いいたします。 男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員について、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。

	(議長一任の声)
吉田陽一 議長	議長一任の声がありましたので、議事録署名委員に4番鈴木和俊委員、8番原田智也委員にお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と浅井主事を指名いたします。
吉田陽一 議長 浅井主事	それでは、農業委員会業務報告をお願いします。 1月の農業委員会業務報告をします。 1月7日、第10回農業委員会定例総会を開催しています。 1月17日、5条転用関係の現地確認を北浦地区において、3条関係の現地確認を野石、脇本地区において実施しています。 1月21日、3条関係の現地確認を船越、脇本地区にて実施しています。 1月の20日から23日にかけて先ほど会長のご挨拶にもありましたが「全国農業担い手サミット in さが」が佐賀県佐賀アリーナなどで開催され吉田会長と事務局から私が参加しています。 1月27日、第106回常設審議会が開催されています。 今後の予定になりますが2月、すでに経過している予定もありますが2月3日から4日にかけて、会長と鎌田事務局長が参加しております「令和6年度都市農業委員会会長会先進地視察研修」が青森県弘前市にて開催されています。 2月18日、「令和6年度大潟村外周辺4市町村農業委員会連絡協議会」がポルダー潟の湯で開催予定となっています。 2月21日、「令和6年度市町村農業委員会地区別農地利用最適化活動報告研修会」がホテルメトロポリタン秋田にて開催予定です。 2月25日に業務打ち合わせ及び「第107回常設審議委員会」を開催予定です。 3月5日に今年度最後となる「第12回農業委員会定例総会」を開催予定です。 業務報告は、以上です。
吉田陽一 議長	事務局から報告ございましたが、何かございませんか。

	(無しの声)
吉田陽一 議長	続いて報告事項に入ります。 報告第 14 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局から説明をお願いします。
浅井主事	それでは続きまして議案書 1 ページをお願いします。 報告第 14 号、農地法第 18 条による解約の案件です。 申請番号 1 号、角間崎字新檜沢 54、地目、田、面積計 1,955 平米、渡人が秋田市の A、受人が角間崎の B、渡人の都合による合意解約です。 この後の農地売買のための解約です。 申請番号 2 号、船越字堂ノ前 51、他 6 筆、地目、田、面積計 5,336 平米、渡人が神奈川県 of C、受人が脇本の D、受人の都合による解約です。 受人の農業経営規模縮小による解約となり、今後は他者が耕作予定と伺っています。 2 ページをお願いします。 申請番号 3 号、脇本百川字方丈田 314、他 13 筆、地目、田、面積計 1 万 3,916 平米、渡人が脇本百川の E、受人が脇本百川の F、受人の都合による解約です。 受人の農業規模縮小による解約で、今後は他者が耕作予定です。 申請番号 4 号、野石字玉ノ池 4-85、地目、田、面積、3,714 平米、渡人が野石の G、受人が H、転作に関わる面積確保のために渡人の都合による解約です。 議案書 3 ページをお願いします。 申請番号 5 号、野石字玉ノ池 1-40、他 6 筆、地目は、田 6 筆、畑 1 筆で面積計 1 万 9,318 平米、渡人が野石の I、受人が H で 4 号と同様の渡人の都合による転作に関わる面積確保のための解約です。 申請番号 6 号、玉ノ池 94-1、他 10 筆、地目、田、面積計 2 万 7,465 平米、渡人が野石の J、受人が H で、こちらも 4、5 号と同様に転作に関わる面積確保のために解約です。 4 ページをお願いします。 申請番号 7 号、野石字玉ノ池 2-18-1、他 7 筆、地目、田、面積計 2 万 7,001 平米、渡人が野石の K、受人が H、こちらも 4、

浅井主事	5、6号と同様に転作に関わる面積確保のため、渡し人都合による解約です。 説明は以上です。
吉田陽一 議長	ただ今、説明がございました件について、何かご意見ございませんか。
加藤和洋 委員	4番から7番まで転作に関わる面積、具体的にどういうことかよろしいですか。
浅井主事	転作にかかる交付金のために農業再生協議会の方に届け出する面積によって交付金が交付されることを皆様ご存じだと思いますが、それがHと正式に契約をすることによって、その地権者の方がもらえる交付金の額が少なくなってしまうので、解約して自分の面積に含めたいので解約したいということです。
加藤和洋 委員	実態は、今までHが耕作している訳で、今年はどうなるの。
鈴木局長 補佐	正式にHと耕作契約をしてしまうと渡人に加算される転作面積が減ることから小作の解約をしますが、相対でHがその農地を耕作し、転作の面積は渡人が使うということです。
吉田陽一 議長	いいですか。 他にありませんか。 (会長が無いことを確認し)
吉田陽一 議長	無いようですので、次に移ります。 報告ですので、ご了承願います。 議事案件に入ります。 議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明願います。
鈴木局長 補佐	議案書の5ページをお願いします。 議案第30号、農地法3条の案件です。 5ページの申請番号1号から順次説明します。

鈴木局長 補佐	先に、所有権移転の案件を 1 件、説明します。 申請番号 1 号、角間崎字古館 72-1、他 3 筆、地目、田、面積計 3,159 平米、渡人が秋田市の A、受人が角間崎の B、渡人は相手方への要望で無償譲渡です。 内容は、親族関係にあつて、もともと B で持っていた田を分家の A に渡したが、現在、分家は耕作しないので本家に戻すという無償譲渡です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	事務局から説明のあった 1 件について、何かございませんか。 残りの農地は。
鈴木局長 補佐	残りの田んぼが 231 平米ありますが、それは家と家の間にある、耕作しづらい農地で、今、遊休農地化しているということでした。
吉田陽一 議長	他にありませんか。 (無しの声)
吉田陽一 議長	では、申請どおりといたします。 続いて、賃貸借権についてよろしくお願いします。
鈴木局長 補佐	同じく 5 ページの申請番号 2 号から順次説明いたします。 この後は、貸借権設定の案件です。 申請番号 2 号、脇本富永字野田 69、他 3 筆、地目、田、面積計 4,187 平米、渡人が払戸 L、受人が脇本の M、この田に関しては、もともと M が相対で耕作していた田んぼで、これを正式に契約を結び新規の 10 年、10 アール当たり米 1 俵で水利費は受人負担です。 申請番号 3 号、船越字サッピ 198、他 18 筆、地目、田、面積計 1 万 6,664 平米、渡人が船越の N、受人が脇本の M、これも相対で耕作していた田を正式に契約するもので、新規 10 年の 10 アール当たり 2 万円、水利費は受人負担です。 申請番号 4 号、野石字五明光 83-73、他 3 筆、地目、田、面積計 7,707 平米、渡人が宮城県の O、受人が野石の P、渡人が相手方への要望、受人が経営規模の拡大で、もともと小作していた方が耕

鈴木局長 補佐	作できないのでPと新たに契約を結ぶものです。 新規5年の10アール当たり1万2,000円、水利費は受人負担です。 申請番号5号、脇本百川字矢口419-1、他2筆、地目、田、面積計1,099平米、渡人が脇本のQ、受人が脇本のR、渡人の方が相手方への要望、受人が経営規模の拡大で、新規5年の10アール当たり1万5,000円、水利費は受人負担です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	ただ今ご説明ございました件について、何かご意見ございませんか。 (意見が無いことを確認し)
吉田陽一 議長	ご意見が無いので、申請どおりといたします。 では、次に進めたいと思います。 議案第31号、農用地利用集積計画案の諮問に対して審議を求めることについて、をお願いします。
鈴木局長 補佐	議案第31号、基盤法強化法第19条の案件についてご説明いたします。 先に所有権移転、1件をご説明します。 申請番号1号、船越字杉山760、他3筆、地目、田、面積計2,618平米、渡人が船越のS、受人が船越のT、10アール当たり25万円、総額62万5,000円での契約となります。 渡人の要望により、受人が買い受けします。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	ただ今ご説明ございましたが、これについて何かご意見ございませんか。 (無いことを確認し)
吉田陽一 議長	なければ、申請どおりといたします。 次の説明をよろしくをお願いします。

鈴木局長 補佐	議案書の 8 ページをお願いします。 貸借権設定の案件です。 先に新規案件についてご説明します。 申請番号 2 号、3 号は同じ受人なので、一括して説明します。 脇本百川字方丈田 307、他 28 筆、地目、田、面積計 3 万 4,407 平米、渡人が U、他 1 名、受人が V、いずれも新規の 5 年契約、10 アール当たり 1 万 5,000 円、水利費は受人です。 続きまして、9 ページをお願いします。 申請番号 4、5 号に関しても同じ受人なので、一括して説明します。 脇本脇本字八枚縄手 100、他 11 筆、地目、田、面積計 1 万 782 平米、渡人が W、他 1 名、受人が X、いずれも新規 10 年、10 アール当たり米 1 俵、水利費は受人負担です。 続きまして、10 ページをお願いします。 申請番号 6 号、払戸字中樋 99、他 7 筆、地目、田、面積計 9,351 平米、渡人が払戸の a、受人が払戸の b、新規 5 年契約で 10 アール当たり米 2 俵、水利費は渡人負担です。 申請番号 7 号、野石字野石新田 119、地目、田、面積計 4,140 平米、渡人が野石の c、受人が野石の d、新規 10 年、10 アール当たり 1 万円、水利費は受人負担です。 11 ページをお願いします。 申請番号 8 号、脇本脇本字八枚縄手 9、他 11 筆、地目、田、面積計 1 万 2,212 平米、渡人が脇本の e、受人が脇本の f、新規 10 年契約 10 アール当たり米 1 俵で水利費は受人負担です。 新規申請は 8 号までです。 以上で、説明を終わります。
吉田陽一 議長	ただ今ご説明した新規の案件について何かございませんか。 武田一雄委員、何かありますか。
武田一雄 委員	無いです。
吉田陽一 議長	山本さん、何かありますか。
山本義則 委員	有りません。

吉田陽一 議長 鈴木局長 補佐	では、事務局、進めてください。 申請番号 9 号、鵜木字鵜木新田 5、他 1 筆、地目、田、面積計 8,188 平米、渡人が鵜木の g、受人が鵜木の h、再設定の 5 年契約です。 続いて 12 ページをお願いします。 申請番号 10 号、払戸字大堤下千間 612、他 12 筆、地目、田、面積計 1 万 2,891 平米、渡人が大潟村の i、受人が払戸 j、再設定 5 年契約です。 申請番号 11 号、鵜木字道村新田 67、他 5 筆、地目、田、面積計 7,461 平米、渡人が鵜木の k、受人が鵜木の l、再設定の 10 年契約です。 13 ページをお願いします。 申請番号 12 号、野石字五明光 422、他 1 筆、地目、田、面積計 6,824 平米、渡人が野石の m、角間崎の n、再設定の 5 年契約です。 申請番号 13、払戸字大堤下千間 882、他 20 筆、地目、田、面積計 1 万 7,317 平米。 渡人が払戸の o、受人が払戸の p、再設定の 3 年契約です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	ただ今の説明について何かご質問ございませんか。 (無しの声)
吉田陽一 議長	無しとの事で、再設定であります。 よろしくお願いいたします。 続きまして議案第 32 号、農地法第 5 条の許可について、よろしくお願いいたします。
浅井主事	議案第 32 号、農地法第 5 条による転用の案件です。 申請番号 13 号、北浦相川字神田 116-2、地目、田、面積計 290 平米、渡人が北浦の q、受人が脇本の r、先月の総会で局長から説明のあった転用の案件です。 別添の農地転用に関する図面等の方をお願いします。 最初の 1-1 についてですが、男鹿中から北浦にかけ旧道を行っ

浅井主事	た際にある、加藤釣具店の手前にある三角田 1 枚になります。 わかりやすいように、現地写真の方、4 ページに添付しています。 すでに転用許可が出る前から、仮設事務所、仮設トイレ等、鉄板を敷いて駐車スペースを確保してしまったとのことですが、これに関し、市発注の大增川河川災害復旧工事に関する現場事務所ということで工期が 12 月の頭から 2 月末という農繁期を外した時期設定がされていますので、事前に申請があったとしても問題なく、許可相当の案件であったと考えています。 事務局からの説明は、以上です。
吉田陽一 議長	農地法第 5 条、農地転用に関して現地確認いたしました 4 番の鈴木和俊委員、10 番の武田一雄委員、説明員に武田一雄委員よろしく願いいたします。
武田一雄 委員	1 月 17 日に、r、鈴木和俊委員、担当事務所の浅井主事と現地確認をしました。 そして r の社員から説明を受けましたが、工事場所については、図面の赤い所から下の方、300 メートル地点の護岸工事で、それでそこに資材等を運ぶためのスペースの確保と仮設のトイレを設置したものです。 工事は、申請地点と違う所で行われていますから、こちらからは、サケの稚魚の放流や春作業に支障のないよう、お話ししましたが r は、それは間違いなく、ということで、一応、春までには確実を撤去していくと回答しました。 特に問題は、無いと思いますので、皆様のご審議をお願いしたいと思います。 よろしく願いします。
吉田陽一 議長	どうもご苦労さまでした。 武田一雄委員が説明のあった件について、何かご意見ございませんか。
吉田陽一 議長	(無しの声) いいですか。 では、申請のとおりといたします。

吉田陽一 議長 鈴木局長 補佐	次に、その他についてお願いいたします。 その他について、本日配布した農地利用集積等促進計画の公告に関する意見聴取で所有権移転の案件が申請されています。 この件に関しては、表紙の裏を見てもらえば、取り下げ書があります。 10月の総会時に s 個人で意見聴取を受け農業公社に申請済みの案件です。 ところが都合により s は、t という法人を立ち上げており、都合で法人名に変えたいというので一旦個人名で出してもらったものを取り下げてもらいました。 同時に、農業公社の方も、取り下げをしています。 それで今回、改めて 2 枚目のページですが同じ件で農業公社の特例事業を使った 4 耕作事業で買い取ることを s 個人から t に変えた案件を 2 枚目に記しています。 これを、ご説明します。 申請番号 1 号、野石字李崎 37、他 1 筆、地目、田、面積計 6,782 平米、買い取り価格は 120 万です。 渡人が秋田県農業公社、受人が t です。 また皆さんから意見聴取ということで、ご審議をよろしく願いします。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長 佐藤正樹 委員	説明のあった件について、何かありますか。 ちょっと勉強不足で、小作料が全額補助されると思っていましたが、これ（資料）を見ると 2 分の 1、全額補助というのは間違いだった。
鈴木豊則 委員 鈴木局長 補佐	2 分の 1 が土地代金に充当されるから、いい事業だと思う。 支払い額の部分については、契約額は総額で 120 万ですが 4 年間の耕作、小作料をまず t が公社に支払います。
鈴木局長 補佐	この事業に関し、その支払った小作料の 2 分の 1 は、この支払い額の 120 万に充当されますので、備考の一番下の方を見ていただければ、103 万 5,000 円とありますが、実際に t が支払う額にな

	ります。
吉田陽一 議長	内容についてよろしいですか。 いいですか。
鈴木誠孝 委員 鈴木局長 補佐	4 月から公社を通すってこの事業ですか。 (現、基盤強化法第 19 条) それとは関係のない、違う事業で公社の特例事業で、特にその 4 月からの(農用地利用集積等促進計画)議案とは、全く関係ありません。 4 耕作事業は、公社の特例事業の中にある事業で、この事業に関しては、渡人が早くお金が欲しいが、受人がすぐに支払えない場合に公社が先に買い取って渡人にお金を払います。 4 年間の間、その公社が買った土地を、受人に貸す形で 4 年間耕作をしてもらい、小作料を支払いながらお金を貯め、4 年後に受人が公社から買い取るという制度です。 これから行われる売買は、今までどおり(委員会)決定をしてからお金を支払うことで変わりありません。
鈴木誠孝 委員 鈴木局長 補佐	4 耕作事業は、今後もありますか。 有ります。 (発言多数)
吉田陽一 議長 鎌田事務 局長	他にありますか。 3 月の定例総会に係る申請は、1 月 20 日から 2 月の 20 日まで受け付けするもので、3 月上旬に総会を開催して、委員会決定をしますが 2 月 20 日から 3 月 10 日までに申請を受け付けた物を 3 月の後半に臨時総会を開催して、ご審議いただきたいと考えています。 理由は、4 月から地域計画(農用地利用集積等促進計画)が始まる関係で 3 条以外の所有権移転や貸借権設定は、公社を通さなければならぬので、そういう人をいくらでも拾って 3 月の後半で臨時総会を開催し、今のやり方で基盤強化法第 19 条を決定したいと考えているところです。

鎌田事務 局長 戸部職務 代理	(4月の総会を3月に、の声) いや、4月総会を3月に開催で無く臨時総会です。 4月に回して公社を通せば手数料がかかります。 負担を少なくしたいと思っている。 (賛成の声)
鎌田事務 局長	では、日程等についてこちらの方で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
吉田陽一 議長	これで今回の総会を終了いたします。 どうもありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和 7 年 2 月 7 日

男鹿市農業委員会

議 長

4 番 委 員

8 番 委 員

書 記